

一、自二回の日誌

一、但求保障再資本家全額負持

一、臨時休業日誌全額返給

以下省略

然し俺達は良く立つて来る。我が一買本家に対しては闘争も決意
全労働者の熱と力の有る邊の意援によつてのみ。よく闘争得るこ
を望む。争議団は全労働者の意援のうちに要求の完全に見做れる
まで飽くまで熱はこゝと致し堪えぬものである。

意援者を送る

昭和二年十月十日

佐藤鐵工所争議団

〒所区蒲川町五十六

東京合同労働組合

〒所区本町三三三

田中

勞社第三八〇三號

昭和二年十一月六日

寫

警視總監 宮田光雄

内務大臣 鈴木喜三郎殿

社會局長 宮殿

北海道京都大阪神奈川兵庫愛知

静岡福岡各廳府縣長官殿

佐藤鐵工所労働争議ニ關スル件 (第一報)

所有有志諸君ニ至リテ争議團代表ト會見セルニ意見一致ヲ見ルニ至リテ交渉決
裂ノ状態トナリ労働者側ニ依テ工場主ノ要求ニ暴行シ工場主ハ罷業職工九名ヲ解雇シ去
名ニ警告書ヲ發ス

標記労働争議既報後、状況左記、通り

2. 11. 14
1191